

日薬情発第 123 号  
令和 4 年 11 月 2 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 川上純一

第 99 回臨時総会における要望事項への対応について（調剤室の構造設備に係る規定の見直し）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月 5 日、第 99 回臨時総会で挙げられた要望事項「調剤室の構造設備に係る規定の見直し（都道府県により「調剤室が通路となる構造ではない」ことの指導にバラツキがある点について厚生労働省と協議）」について、本会と厚生労働省で打ち合わせを行い、その結果、令和 4 年度 第 1 回全国薬務主管課長協議会で別添の内容が厚生労働省より各都道府県に周知されましたのでお知らせいたします。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

## 調剤室における非常口の設置について

### ○ 関係団体からの要望

各自治体の指導基準等の中に、調剤室に非常口を作るのに「保健所の判断」が必要に見える記載（「原則出入口1箇所」等）がある場合と、そのような記載がない場合があるという記載のブレがある。

都道府県によってそのような記載のブレが生じていることを解消し、調剤室に非常口を作成するのにそもそもそのような判断が不要であることを明確にしてほしい。

※「原則出入口1箇所」という記載について、非常口を設けてもよいかどうかの判断が保健所に委ねられ、調剤室への非常口の設置が必要であるケースであっても全く認めていない保健所があるとの主張。

### ○ 当省の見解

保健衛生上の観点から、調剤室が通路とならないことは重要であると考えますが、通常の出入口とは別に、平時には使用しない非常口を設けることについては、差し支えないと考えます。